

論文審査に関する申し合わせ

日本生涯スポーツ学会
「生涯スポーツ学研究」編集委員会

1. 「機関誌編集委員会に関する内規」7に基づき、「論文審査に関する申し合わせ」を以下のように定める。
2. 本学会の目的（第3条）に則り、幅広い分野の方から投稿が可能となるような論文審査を行う。
3. 投稿論文に関する審査
 3. 1. 投稿論文に対し、編集委員会は担当編集委員を選ぶ（人文社会科学分野と自然科学分野で分けて委員長または副委員長が担当する）。担当編集委員は自身を含めて適任と思われる審査員（原則として会員とする。但し、やむを得ない場合は非会員とすることができる。）を選び、論文審査（査読）を依頼する。
 3. 2. 審査員の数は、原則として2名とする。査読者の数に変更が必要な場合は、編集委員長と副編集委員長ならびに担当編集委員とで協議する。
 3. 3. 審査員は「審査規程」にしたがって論文を審査（査読）し、編集委員会に報告しなければならない。その判定は以下のとおりとする。
 - A. そのまま掲載して良い。→「A：掲載可」
 - B. 修正すれば掲載して良い。→「B：修正と修正後の再審査が必要」
 - C. 掲載は不可。→「C：掲載不可」
 3. 4. 審査結果に基づき、投稿論文の掲載可否を以下のように決定する。
 - 2名の審査員の判定が
 - (A, A) の場合は、「掲載可」とする。
 - (A, B) (B, B) の場合は、修正を確認した後「再審査」とする。
 - (A, C) (B, C) の場合は→3人目の審査員を選び、論文審査（査読）を依頼し、3名の審査員の判定結果を併せて以下のように決定する。
 - (A, C, B) (B, C, B) は、「修正後再審査」とする。
 - (B, C, C) は「掲載不可」とする。
 - (C, C) の場合は「掲載不可」とする。
 - 1名の審査員の判定が
 - (A) の場合は、「掲載可」とする。
 - (B) の場合は、修正を確認した後「再審査」とする。
 - (C) の場合は、「掲載不可」とする。
 3. 5. 編集委員会は審査結果を速やかに著者及び審査員に知らせる。
 - 「A：掲載可」の場合は、審査結果を著者に通知する。
 - 「B：修正と修正後の再審査が必要」の場合は、論文及び全審査員の判定と所見を著者に返送し、論文の修正、再提出ならびに所見に対する修正対応表の提出を求める。
 - 「C：掲載不可」の場合は、審査結果を通知し、論文及び全審査員の判定と所見を著者に返送する。
4. 再提出論文に対する審査
 4. 1. 再提出論文に対しては、B判定を下した審査員が再度、論文審査（査読）を行う。
 4. 2. 再提出された論文ならびに修正対応表はすべての審査員に開示する。
 4. 3. 再論文審査（査読）の結果より、以下の基準で審査結果を決定する。
 - (1) それまでの審査と併せて、Aが2つの場合「掲載可」とする。

(2) それまでと併せてBが1つ以上の場合は「修正後再審査」とする。

(3) それまでと併せてCが2つの場合は「掲載不可」とする。

5. 本申し合わせ「3. 投稿論文に関する審査」の「3. 1.」に基づき本学会会員以外の者に審査を依頼し、受託された場合には、相当分の謝礼（3,000円）を事務局より行うこととする。

附則

1. この申し合わせは、平成14年11月23日から施行する。
2. この申し合わせは、令和2年11月1日から改正施行する。